

「鳩山町 HAPPY PHOTO（幸せを感じる写真）投稿キャンペーン」企画 応募規約

鳩山町が Instagram を活用して実施する「鳩山町 HAPPY PHOTO（幸せを感じる写真）投稿キャンペーン」企画（以下「企画」といいます。）に応募する方は、以下の内容に同意の上、ご応募ください。

また、応募された場合には、本規約に同意されたものとみなします。

1. 写真の応募、掲載について

- (1) 企画の参加には、Instagram アカウントが必要です。
- (2) 応募期間中又は掲載確定までの間に、Instagram アカウントを非公開にしている場合、応募を確認することができないため、本企画には参加できません。
- (3) どなたでも、何度でも応募できます。ただし、原則、応募者本人が撮影した写真（動画不可）が対象となります。代理で投稿する場合には、撮影者の許諾を得た上、その旨を記載してください。（リポスト等による投稿は認めません。）
- (4) 一度の投稿で複数枚の写真を投稿されている場合は、1枚目の写真を選定対象とさせていただきます。
- (5) 未成年の方は、保護者の同意を得た上で応募してください。
- (6) 応募者以外の方が写ったデータを投稿する際は、その方から許諾を得た上で投稿してください。肖像権等の第三者の権利侵害があった場合、事務局は一切責任を負いません。また、公開することが不適當な情報は発信しないようお願いいたします。
- (7) 応募写真の著作権は撮影者に帰属しますが、使用权は事務局に帰属し、今後制作する「鳩山町魅力発信デジタルブック」のほか、町広報紙、町ホームページ、町公式 SNS 等における広報活動に活用させていただく場合があります。その場合、特に個別にお知らせすることはありませんので、あらかじめご了承ください。
- (8) 投稿時の送信中の事故・データの損失・喪失等については一切責任を負いません。

2. 応募の無効について

- (1) ハッシュタグ「#はっぴー鳩山」のない投稿
- (2) 掲載確定までの間に投稿を削除または非公開にした場合
- (3) 著作権等第三者の権利を侵害するもの、名誉・信用・プライバシーを毀損するもの、迷惑行為となるもの、第三者や他社（その他製品を含む）を誹謗中傷する表現、差別的な表現、嫌悪感を抱く可能性のある表現、公序良俗に反

する表現、その他法令違反となるもの及びその恐れがあると事務局が判断したもの

- (4) 広告宣伝、選挙活動、特定の思想・宗教への勧誘、営業行為等を目的とするもの
- (5) 住所、氏名、電話番号等の個人情報が含まれるもの

3. 結果発表について

- (1) 結果については、「鳩山町魅力発信デジタルブック」への掲載をもって発表とさせていただきます。ただし、町の広報紙、町ホームページ、町公式 SNS 等の媒体で結果を発表させていただく場合がございます。
- (2) 掲載結果に関するお問い合わせはお答えいたしかねます。

4. 免責・その他

- (1) 事務局は、本企画の応募により応募者に生じた一切のトラブル・損害等について、いかなる責任も負いません。また、第三者からの苦情や不服申し立てに関し、事務局は当該紛争には一切関知せず、応募者本人が責任をもって解決するものとし、その場合において何らかの損害が生じた場合においても、事務局は一切の責任を負いません。
- (2) 本企画の運営が合理的に予測不可能、あるいは管理不可能な事態に陥った場合、企画開催期間中であっても事務局は本企画を中止する権利を有します。
- (3) 本企画は、Instagram の提供・協賛によるものではありません。
- (4) 本企画の応募にかかるインターネット接続料及び通信費は、応募者の負担となります。

■事務局

鳩山町政策財政課

TEL : 049-296-1212 (直通)

FAX : 049-296-2594

E-mail : h220@town.hatoyama.lg.jp